

所長と話したら

**就業規則 第47条・48条に違反するそうです！
「プライベートの話はOK！しかし、仕事の話はNG！」**

本当に就業規則にそんな事が書いてあるのですか？！

2月1日は定例の総合点呼がありました。所長は訓辞の中で4つの話をしました。そのひとつに「労災防止」についての話がありました。

1月に発生したSMT社員の労災について、会社として「その背後要因を取り除くために、幾つかのルールを決めた！」との話でした。

その日の午後、交番検査は「T5編成」でした。本務に着かない社員は、いつも通り「5S」の作業指示がありました。その日の作業は「庫7番線の排水溝清掃」でした。

「5S」作業についての組合員のAさんは、午前交検の電車が在線している状態での排水溝清掃作業は危険であると感じていました。過去にも、その事を管理者には伝えてもありませんでした。しかし、作業変更の指示はなく排水溝清掃を行いました。

思いあまったA組合員は、翌日(2月2日)点呼前、所長に対して「勤務前ですがよろしいでしょうか？」と前置きし、昨日の作業の危険性について丁寧に話しました。

所長は「今、初めて聞いた話であり、交検助役からも事情を聞いて連絡するので、それで良いか？」との返答でした。(横で二科長も聞いていた)

急遽、本務を外し事情聴取が！？

「仕事上の事は直接所長に話さず、助役に書面で提出して下さい！」

所長に直訴したA組合員に対して、午後の交検担務を外し「事情聴取」が行われました。A組合員一人に対して、管理者は交検助役・総務助役・二科長の三人です。

事情聴取で管理者の発言は

「今日、所長と話をしましたね。何を話したのか？」

「誰かに言わされたの？」

「あなたの行為は就業規則47・48条に違反している。」

「所長と話すのはプライベートな事は良いけど、仕事の話はダメだ！」

「仕事上の事は直接、所長に話さず助役に書面で提出して下さい！」等です。

A組合員は「以前にも、担当助役に危険であると話している。」「当日、作業の監視にきた助役にも危険性を話した。」「以前、パン点検台清掃時に作業者の人数分の命鍵がない事を所長に話したら、しっかり対処方を助役に指示してくれた。」「危ない作業を見たとき、急ぐ時でも書面で提出するのか！」と主張しました。

管理者の答えは 何と「守ってもらいます！」だそうです！

就業規則47・48条は職制の目的、指揮命令系統について書かれていますが、作業指示通り誠実に5Sを行ったので、もちろん何ら違反するものではありません。

では、管理者に問う！

※**在線中での側溝清掃に危険要素はないのですか？**

※**現場で作業した社員の「危険である」という進言をどう受け止めたのですか？**

※**「労災につながる様な危険要素を取り除く」という所長の訓辞はどうなったのでしょうか？**

※**こんな官僚的な対応で労災が防げるのでしょうか？**

皆さんはどう思いますか！